

諸 手 続 一 覧 表

【久保山・三ツ沢・日野公園墓地用】

以下の事由が発生した場合は、必ず手続きを行い許可を受けてください。許可を受けないと「横浜市営墓地及び納骨堂に関する条例」に基づき、使用許可を取り消す場合があります。各種手続きの詳細については管理事務所までお問い合わせください。 ※[■]が付いている書類は、墓地管理事務所にあります。

手続名称	事 由 (説 明)	必要書類等	手数料
名義の書換 (承 継)	墓地の使用者(使用許可を受けた方)が死亡した場合などに、別の方(承継者)がその使用権を承継する際に、行う手続きです。 ※承継者は原則として使用者の直系及びその配偶者などです。 ※使用者と違う姓でも承継できます。 承継については、墓地管理事務所へ事前にご相談ください。	(1)墓地納骨堂使用権承継許可申請書[■] (2)墓地納骨堂(霊堂)使用許可証 (3)住民票(本籍地記載のもの) (4)印鑑登録証明書 (5)誓約書[■] (6)実印 (7)戸籍謄本等(承継者の戸籍謄本及び現使用者との関係が分かる謄本類) (8)その他の書類(必要に応じて別途指示します)	300円
書 換	引っ越し等により住所が変わった際に、行う手続きです。	(1)墓地納骨堂使用許可証書換え申請書[■] (2)墓地納骨堂(霊堂)使用許可証 (3)住民票(本籍地記載のもの)	300円
	氏名(姓)が変わった際に、行う手続きです。	上記(1)(2)(3)に加えて、 (4)戸籍謄本	
再 交 付	市町村合併や住居表示変更等により、住所が変わった際に、行う手続きです。	(1)墓地納骨堂使用許可証書換え申請書[■] (2)墓地納骨堂(霊堂)使用許可証 (3)変更・通知証明書(市区町村が発行)	無料
	墓地納骨堂使用許可証を紛失した際に、行う手続きです。	(1)墓地納骨堂使用許可証再交付申請書[■] (2)墓地納骨堂使用許可証紛失届[■] (3)住民票(本籍地記載のもの)	300円
納 骨	墓地納骨堂使用許可証が、著しく汚損又は破損した際に、行う手続きです。	上記(1)に加えて、汚損又は破損した墓地納骨堂(霊堂)使用許可証	
	墓地に遺骨を納める際に、行う手続きです。 ※納骨をする際は、事前に届け出てください。 ※届出者は原則として使用者本人です。	(1)墓地納骨堂埋葬・埋蔵・収蔵・改葬届出書[■] (2)墓地納骨堂(霊堂)使用許可証 (3)死体火埋葬許可証または改葬許可証	無料
遺骨の移動 (改 葬)	現在使用している墓地から他の墓地へ、遺骨を移動する際に、行う手続きです。 なお、全ての遺骨を他の墓地へ移動させる場合には、墓地を返還していただくこととなりますため、墓地の返還の手続きも同時に行うことになります。 ※改葬には、区役所(墓地管理事務所が所在する区)での手続きも必要です。	(1)墓地納骨堂埋葬・埋蔵・収蔵・改葬届出書[■] (2)墓地納骨堂(霊堂)使用許可証 (3)改葬許可証明申請書[■] 使用者と申請者が異なる場合は、次の書類も必要になります。 (4)使用者の承諾書[■]	1通 300円
分 骨	納骨されている遺骨を分骨して他の墓地に移動(改葬)する時に、行う手続きです。	(1)分骨証明申請書[■] (2)墓地納骨堂(霊堂)使用許可証	1通 300円
墓地の返還	全ての遺骨を他の墓地に移動させる場合等、墓地を使用する必要がなくなった際に、行う手続きです。なお、墓地を返還する際は、原状回復していただきます。	(1)墓地返還届[■] (2)墓地納骨堂(霊堂)使用許可証	無料
工事の施工	工事施工の際に、行う手続きです。 ※使用者以外の方は施工できません。 ※工作物の制限 墓碑高3m以内、盛土高0.7m以内 外柵高1.5m以内 ※複数の墓碑を建立することは、原則としてできません。	(1)墓地内工事施工届出書[■] (2)墓地納骨堂(霊堂)使用許可証 (3)設計図	無料
使用許可証	墓地の使用権を保有していることを証明する際に、行う手続きです。 ※改葬の際の、受入証明等に使用。	(1)使用許可証明申請書[■] (2)墓地納骨堂(霊堂)使用許可証	300円
埋葬証明	墓地に遺骨を埋蔵していること証明する際に、行う手続きです。 ※墓地申込みの際の、遺骨証明等に使用。	(1)埋蔵証明申請書[■] (2)墓地納骨堂(霊堂)使用許可証	300円

※ 使用者に代わって手続きを行う場合は、委任状の提出が必要となります。